

青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

1 制定理由

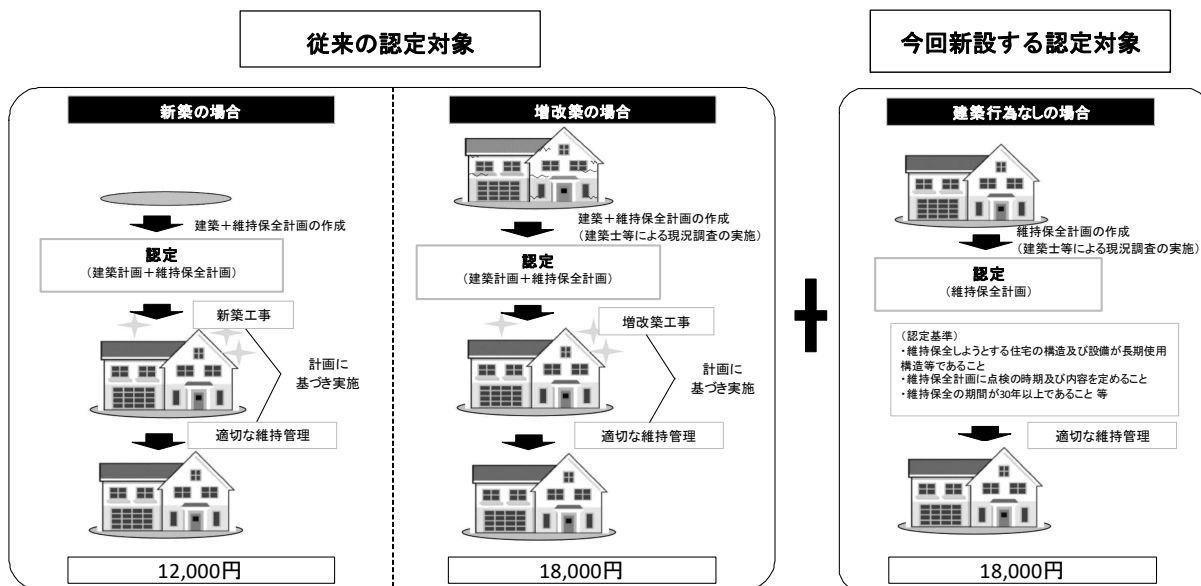
長期優良住宅の普及の促進に関する法律が一部改正されたこと及び建築基準法が一部改正されたことに伴い、所要の改正をするもの

- ・改正長期優良住宅の普及の促進に関する法律…令和3年5月28日公布（令和4年10月1日施行）
- ・改正建築基準法……………令和4年5月20日公布（令和4年5月31日施行）

2 改正の内容

【①長期優良住宅関係】

優良な既存住宅について、建築行為（新築、増築又は改築）を伴わなくとも長期優良住宅の認定を受けられる制度が創設されたことに伴い、その認定申請手数料等を新たに追加するもの



一例として（一戸建ての住宅・確認書有りの場合）

※建築行為なしの手数料の額は増改築の手数料の額と同額

【②建築基準法関係】

災害対策を目的とした応急仮設建築物の許可について、これまで許可期間が2年までとされていたが、さらに1年延長することができる旨の規定が建築基準法の一部改正により追加され、同法に頂ずれが生じたため、これを引用する青森市手数料条例の許可申請手数料の頂ずれを解消するもの

一例として（仮設興行場等の許可審査の場合）

改正前	改正後
建築基準法第85条第5項の規定に基づく許可の申請に対する審査	建築基準法第85条第6項の規定に基づく許可の申請に対する審査

※手数料の額の変更はなし

3 施行期日

- ①令和4年10月1日（法の施行期日と同日）
- ②公布の日

青森市手数料条例（平成十七年青森市条例第八十二号）新旧対照表

改正案				現行			
別表				別表			
4 許可等手数料				4 許可等手数料			
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額
一～二 十五	(略)	(略)	(略)	一～二 十五	(略)	(略)	(略)
二十六	建築基準法第 八十五条第六 項の規定に基 づく一年以内 の期間使用す る仮設興行場 等の建築の許 可の申請に対 する審査	一年以内の期間使用 する仮設興行場等建 築許可申請手数料	一件につき 十二万円	二十六	建築基準法第 八十五条第五 項の規定に基 づく一年以内 の期間使用す る仮設興行場 等の建築の許 可の申請に対 する審査	一年以内の期間使用 する仮設興行場等建 築許可申請手数料	一件につき 十二万円
二十六 の二	建築基準法第 八十五条第七 項の規定に基 づく一年を超 えて使用する 仮設興行場等 の建築の許可 の申請に対す	一年を超えて使用す る仮設興行場等建築 許可申請手数料	一件につき 十六万円	二十六 の二	建築基準法第 八十五条第六 項の規定に基 づく一年を超 えて使用する 仮設興行場等 の建築の許可 の申請に対す	一年を超えて使用す る仮設興行場等建築 許可申請手数料	一件につき 十六万円

改正案				現行			
	る審査				る審査		
二十七 ～三十 四の二	(略)	(略)	(略)	二十七 ～三十 四の二	(略)	(略)	(略)
三十四 の三	建築基準法第 八十七条の三 第六項の規定 に基づく建築 物の用途を変 更して一年以 内の期間、興行 場等として使 用することの 許可の申請に 対する審査	一年以内の期間の用 途変更興行場等使用 許可申請手数料	一件につき 十二万円	三十四 の三	建築基準法第 八十七条の三 第五項の規定 に基づく建築 物の用途を変 更して一年以 内の期間、興行 場等として使 用することの 許可の申請に 対する審査	一年以内の期間の用 途変更興行場等使用 許可申請手数料	一件につき 十二万円
三十四 の四	建築基準法第 八十七条の三 第七項の規定 に基づく建築 物の用途を変 更して特別興 行場等として 使用すること の許可の申請	一年を超えた用途変 更特別興行場等使用 許可申請手数料	一件につき 十六万円	三十四 の四	建築基準法第 八十七条の三 第六項の規定 に基づく建築 物の用途を変 更して特別興 行場等として 使用すること の許可の申請	一年を超えた用途変 更特別興行場等使用 許可申請手数料	一件につき 十六万円

改正案				現行			
	に対する審査				に対する審査		
三十五 ～三十 六の二 の二	(略)	(略)	(略)	三十五 ～三十 六の二 の二	(略)	(略)	(略)
三十六 の二の 三	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第五条第六項 又は第七項の 規定に基づく 長期優良住宅 維持保全計画 の認定の申請 に対する審査	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	<u>認定申請一件につき、次に掲げる場合 ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定め る額</u> <u>イ 確認書等が添付された場合</u> <u>一戸建ての住宅 一万八千円</u> <u>五戸以下の共同住宅等 三万三千円</u> <u>六戸以上十戸以下の共同住宅等 五万 五千円</u> <u>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 九万三千円</u> <u>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 十四万円</u> <u>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 二十二万円</u> <u>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 三十八万円</u> <u>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 四十九万円</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

改正案			現行		
		<p><u>三百一戸以上の共同住宅等 五十五万 円</u></p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p><u>一戸建ての住宅 六万九千円</u></p> <p><u>五戸以下の共同住宅等 十六万円</u></p> <p><u>六戸以上十戸以下の共同住宅等 二十 六万円</u></p> <p><u>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 五十一万円</u></p> <p><u>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 九十二万円</u></p> <p><u>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 百五十八万円</u></p> <p><u>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 二百九十三万円</u></p> <p><u>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 四百十九万円</u></p> <p><u>三百一戸以上の共同住宅等 五百十三 万円</u></p>			
三十六 の三～ 三十六 の四の 二	(略)	(略)	三十六 の三～ 三十六 の四の 二	(略)	(略)

改正案			現行		
三十六 の四の 三	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第八条第一項 の規定に基づ く長期優良住 宅維持保全計 画の変更の認 定の申請に対 する審査	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	(新設)	(新設)	(新設)
		<p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ご との住戸の区分に応じそれぞれに定める 額</p> <p>イ 確認書等が添付された場合</p> <p>一戸建ての住宅 九千円</p> <p>五戸以下の共同住宅等 一万六千円</p> <p>六戸以上十戸以下の共同住宅等 二万 七千円</p> <p>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等 四万六千円</p> <p>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等 七万四千円</p> <p>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等 十一万円</p> <p>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等 十九万円</p> <p>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等 二十四万円</p> <p>三百一戸以上の共同住宅等 二十七万 円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>一戸建ての住宅 三万四千円</p>			(新設)

改正案			現行		
		<p><u>五戸以下の共同住宅等</u> 八万千円</p> <p><u>六戸以上十戸以下の共同住宅等</u> 十三万円</p> <p><u>十一戸以上二十五戸以下の共同住宅等</u> 二十五万円</p> <p><u>二十六戸以上五十戸以下の共同住宅等</u> 四十六万円</p> <p><u>五十一戸以上百戸以下の共同住宅等</u> 七十九万円</p> <p><u>百一戸以上二百戸以下の共同住宅等</u> 百四十六万円</p> <p><u>二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等</u> 二百九万円</p> <p><u>三百一戸以上の共同住宅等</u> 二百五十六万円</p>			
三十六の五	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の</u></p>	<p><u>長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請手数料</u> 三千円</p>	三十六の五	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画の認定</u></p> <p>に基づく地位の承継の承認</p>	<p><u>長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料</u> 三千円</p>

改正案				現行			
	認定に基づく 地位の承継の 承認申請に対 する審査				申請に対する 審査		
三十六 の五の 二～三 十六の 五の三	(略)	(略)		三十六 の五の 二～三 十六の 五の三	(略)	(略)	
三十六 の六～ 八十六	(略)	(略)	(略)	三十六 の六～ 八十六	(略)	(略)	(略)
備考				備考			
1～6 (略)				1～6 (略)			
7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）又は改正前長期優良住宅法第八条第二項において準用する改正前長期優良住宅法第六条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料及び特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の二の項、 <u>三十六の二の二の項及び三十六の三の項</u> から三十六の三の四の項までの規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅又は共同住宅等について同表二の項の規定の例により算定した額（一の共同住宅等について同時に改正前長期優良住宅法				7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）又は改正前長期優良住宅法第八条第二項において準用する改正前長期優良住宅法第六条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料及び特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の二の項から三十六の三の四の項までの規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅又は共同住宅等について同表二の項の規定の例により算定した額（一の共同住宅等について同時に改正前長期優良住宅法			



改正案	現行
<p>八条第二項において準用する改正前長期優良住宅法第六条第二項の規定による申出を行う者がある場合は、当該額を当該申出の数で除して得た額を加算した額とする。</p> <p>8～17 (略)</p>	<p>良住宅法第六条第二項の規定による申出を行う者がある場合は、当該額を当該申出の数で除して得た額) を加算した額とする。</p> <p>8～17 (略)</p>